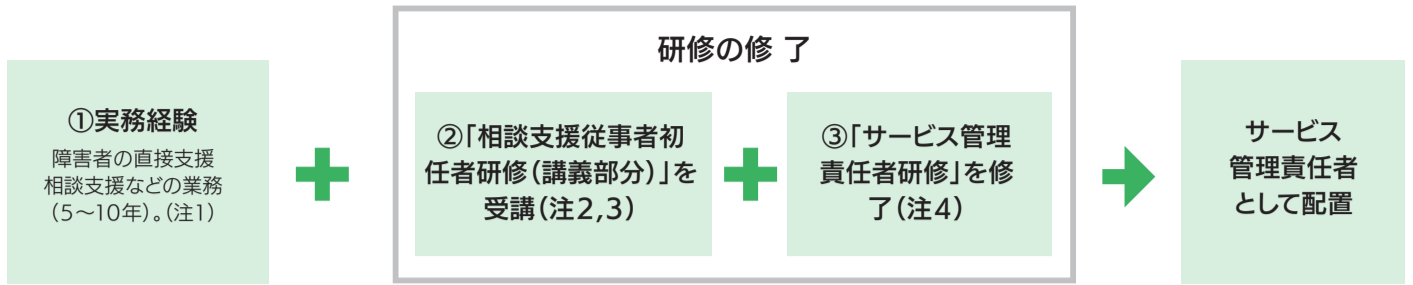


## 「サービス管理責任者」の要件



※法施行前からグループホーム、ケアホーム、児童デイサービスを実施していた事業者は、例外として、3年以上の実務経験をもってサービス管理責任者として配置できる。

経過措置 平成18年10月～平成21年3月(平成24年3月まで延長)

実務経験の要件を満たしていれば、経過措置期間中に研修を修了することを条件として、これらの研修を受講・修了していない場合であっても、暫定的にサービス管理責任者として配置できることとする。

(注1) 実務経験については、「別表2」を参照。

(注2) 「相談支援従事者初任者研修(講義部分)」とは、同研修のカリキュラムのうち、講義部分の2日間をいう。

(注3) 過去の「障害者ケアマネジメント研修」の修了者については、平成18年度以降、経過措置終了までの間に「相談支援従事者初任者研修(講義部分)」のうち指定された1日の受講をもって②の要件を満たすこととする。

(注4) 多機能型の運営において複数種類の事業のサービス管理責任者を兼務する場合は、「サービス管理責任者研修」のうち、該当する種類の事業に係るすべてのカリキュラム(分野別のカリキュラム)を修了することが必要。ただし、事業開始後3年間は、少なくとも一つの種類の事業に係る研修を修了していればよいこととする。

その他の経過措置

○法施行前から存在する児童デイサービス事業所については、当分の間、サービス管理責任者を置かないことができる。ただし、平成21年4月以降は、サービス管理責任者人員欠如減算が適用される。

○定員9人以下のグループホーム、ケアホームについては、経過措置期間中に研修を修了することを条件として、3年以上の実務経験をもってサービス管理責任者として配置できる。

## サービス管理責任者の要件となる実務経験について

実務経験の要件:以下のa、b、c、dのいずれかの「実務経験の要件」を満たすものであること

|   | 業務の範囲              | 業務内容   | 実務経験の要件(※3)  |
|---|--------------------|--|--|
| a | ※1<br>相談支援業務       | ①地域生活支援事業、障害児相談支援事業、身体障害者相談支援事業、知的障害者相談支援事業、その他これらに準ずる事業の従事者<br>②児童相談所、身体障害者更生相談所、知的障害者更生相談所、精神障害者社会復帰施設、福祉事務所、発達障害者支援センター、その他これらに準ずる施設の従業者またはこれに準ずる者<br>③障害者支援施設、障害児入所施設、老人福祉施設、精神保健福祉センター、救護施設及び更生施設、介護老人保健施設、地域包括支援センター、その他これらに準ずる施設の従業者又はこれに準ずる者<br>④障害者職業センター、障害者就業・生活支援センター、その他これらに準ずる施設の従業者又はこれに準ずる者<br>⑤特別支援学校、その他これらに準ずる機関の従業者又はこれに準ずる者<br>⑥保険医療機関において相談支援業務に従事する者であって、次のいずれかに該当する者<br>・社会福祉主事任用資格者<br>・訪問介護員2級以上に相当する研修の修了者<br>・dに掲げる国家資格を有する者<br>・上記の①から⑤に従事した期間が1年以上ある者<br>⑦その他これらの業務に準ずると都道府県知事が認めた業務に従事する者 | aとbを通算した期間が5年以上                                    |
| b | ※2<br>直接支援業務(有資格者) | 社会福祉主事任用資格者等次のいずれかの資格を有する者であって、右記に該当する者<br>・社会福祉主事任用資格<br>・訪問介護員2級以上に該当する研修を修了した者<br>・児童指導員任用資格<br>・保育士<br>・精神障害者社会復帰指導員任用資格<br>①障害者支援施設、障害児入所施設、身体(知的)障害者更生施設、身体障害者療護施設、身体(知的)障害者授産施設、身体(知的)障害者福祉ホーム、身体障害者福祉センター、身体(知的)障害者デイサービスセンター、知的障害者通所療養、精神障害者社会復帰施設、老人福祉施設、介護老人保健施設、療養病床において、直接支援の業務に従事する者<br>②障害福祉サービス事業所(★1)、障害児通所支援事業所、老人居宅介護等事業所において、直接支援の業務に従事する者<br>③保険医療機関又は保険薬局、訪問看護事業所において、直接支援の業務に従事する者<br>④特例子会社、重度障害者多数雇用事業所において、直接支援の業務に従事する者<br>⑤特別支援学校において、直接支援の業務に従事する者<br>⑥その他これらの業務に準ずると都道府県知事が認めた業務に従事する者     | aとbを通算した期間が5年以上                                    |
| c | ※2<br>直接支援業務(資格なし) | ①障害者支援施設、障害児入所施設、身体(知的)障害者更生施設、身体障害者療護施設、身体(知的)障害者授産施設、身体(知的)障害者福祉ホーム、身体障害者福祉センター、身体(知的)障害者デイサービスセンター、知的障害者通所療養、精神障害者社会復帰施設、老人福祉施設、介護老人保健施設、療養病床において、直接支援の業務に従事する者<br>②障害福祉サービス事業所(★1)、障害児通所支援事業所、老人居宅介護等事業所において、直接支援の業務に従事する者<br>③保険医療機関又は保険薬局、訪問看護事業所において、直接支援の業務に従事する者<br>④特例子会社、重度障害者多数雇用事業所において、直接支援の業務に従事する者<br>⑤特別支援学校において、直接支援の業務に従事する者<br>⑥その他これらの業務に準ずると都道府県知事が認めた業務に従事する者   | cを通算した期間が10年以上                                     |
| d | 国家資格者              | 次のいずれかの資格を有し、その資格に基づきその資格にかかる業務に従事した期間が3年以上ある者であって、右記に該当する者<br>・医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、視能訓練士、義肢装具士、歯科衛生士、言語聴覚士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、栄養士(管理栄養士を含む)、精神保健福祉士  | a、b、cを通算した期間が3年以上かつ左記の資格に基づきその資格にかかる業務に従事した期間が3年以上 |

本資料は、「指定障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの等」(平成18年厚生労働省告示第544号)を基に作成

※1 相談支援業務とは、身体上もしくは精神上の障害があること又は環境上の理由により日常生活を営むのに支障がある者の日常生活の自立に関する相談に応じ、助言、指導その他の支援を行う業務である。

※2 直接支援業務とは、身体上又は精神上の障害があることにより日常生活を営むのに支障がある者につき、入浴、排せつ、食事その他の介護を行い、並びにその者及びその介護者に対して介護に関する指導を行う業務又は日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、生活能力の向上のために必要な訓練その他の支援を行い、並びにその訓練等を行う者に対して訓練等に関する指導を行う業務その他職業訓練又は職業教育に係る業務である。

※3 注意 実務経験年数及び日数換算について

1年以上の実務経験とは、業務に従事した期間が1年以上であり、かつ、実際に業務に従事した日数が1年あたり180日以上であることを言うものとする。

例えば、5年以上の実務経験であれば、業務に従事した期間が5年以上であり、かつ、実際に業務に従事した日数が900日以上であることを言う。

★1小規模作業所は、公的な補助金又は市町村等の委託により運営されている小規模作業所であって、業務内容や勤務状況の記録が適正に整備されており、所属長、福祉事務所長等による実務経験の証明が可能であれば、実務経験に含まれるものとする。